

意見書

2004.5.23

武庫川流域委員会
委員長 松本 誠 様

流域委員会委員 岡田 隆

武庫川流域委員会及び関連業務にご精励頂き、ありがとうございます。

流域委員会が第3回目を迎えるにあたり、現時点での議事録・会議結果等を考慮した結果、下記の各項目について、意見書を作成しました。ご査収の上、今後の会議で審議頂きますようお願いいたします。

1. 運営委員会の議事録 [協議状況 (概要)] について

5/14上記文書を事務局 (河川計画課) より頂きました。これを見ると"(1)流域委員会の運営"については僅か3項目、4行の記載しかありません。4時間の会議時間のうち2時間以上を費やして議論したことが、このように簡単にまとめる事には承服できません。当日は録音も取られていなかったようですし、この内容だけで議事内容の説明を納得する、委員 (当日出席の) はいないのではないかと思います。

議事の記録は、もっと正確に作成することを要望します。少なくとも発言者の意見の要約は全て記載すべきと考えます。それでないとこの会議に出席しなかった委員は、会議の状況を把握することは不可能です。このような状態が続くと、運営委員会は密室での行事だと考えられる恐れがあります。

また上記の理由から、録音は必ず実施すべきです。後日、発言の趣旨や内容が問題となったときにチェックするには、録音が最も簡単で有効な手段です。

2. 運営委員会の公開について

上記の現状を踏まえて、運営委員会は公開とすることを提案します。公開が困難とする理由の大半は、会場の設営・収容人数等の二次的な問題であり、基本的に重要なのは、「会議は全て公開を原則とする。」という精神であると思います。

3. 傍聴席からの意見聴取について

第二回流域委員会の終わりに傍聴席から、「住民意見の (発表する) 時間を初めから組み込んでおいてほしい。」との意見がありました。これは武庫川委員会準備会議の第二回会議で私が既に発言した事と同じです。準備会議の間中、傍聴者の意見聴取は、毎回行われましたが制度としての定着は最後までありませんでした。委員会のあり方が住民の為のものである以上、傍聴者の意見聴取を毎回の委員会における制度として組み込むべきだと考えます。

4. 上記の観点から、発表された「流域委員会運営要領（案）」について以下の様に提案します。次回流域委員会の審議の席上で対案として審議されるようお願いいたします。

武庫川流域委員会運営要領（対案）〔追加、または変更箇所のみ〕

（公表）を、（公開・公表）に変更する。

（公開と公表）

- 第5条 流域委員会の会議は公開とする。但し、プライバシー保護のために全会一致の決議により非公開とすることが出来る。
- 2 流域委員会の開催日時・場所は1週間前までに（開催日時については、決定後速やかに）公表する。
 - 3 公開された会議の資料は、傍聴者に配布する。
 - 4 流域委員会の会議資料・議事骨子及び議事録（前条第3項の要約版を含む。）は、ホームページに掲載するほか、関係行政機関で閲覧に供する。
 - 5 運営委員会についての公開と公表も流域委員会に準ずる。

（住民意見の反映）

- 第6条 流域委員会は、傍聴者の発言時間を確保し、意見を聴取すると共にこれを審議に反映させなければならない。
- 2 流域委員会は、公聴会・住民参加部会・タウンミーティング等を適宜開催し、地域住民との意見交換を行う。
 - 3 住民意見が文書による場合は、個人情報等公開できないものを除き、流域委員会において、資料として出席者に配布する。

（参考意見）

（傍聴）3，4，6項は不要である。これらを含む項目は第2回準備会議以降、毎回会場受付で配布される文章中、“傍聴される方へのお願い”として配布されているもので充分であり、過去17回の会議中に、この内容を逸脱して問題を生じたことは一度も起こっていない。傍聴席の席数等は会場の設定に応じて準備する事務方の裁量に任せるべき問題であり、異動があればその時に了解を求めれば良いと考える。寧ろその前に会場の保安等安全上の問題で、自ずから規制されるであろう。（余りにフリーであり過ぎると考えるならば、“6 委員長が退場を命じる”項を残すだけで充分と考える。）

（以上）